国有財産一般競争入札案内書

《期間入札》

令和8年度

（令和9年1月14日開札　沖縄県内分）



沖縄総合事務局　財務部

入札参加に当たっては、本書を良くお読みください。

◎入札情報を随時発信するメールマガジンへの登録をお勧めします。

メールマガジンへの登録は
https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/

国有財産物件情報メールマガジン　検索

一般競争入札（期間入札）のながれ

＜公　示　日（入札関係書類の配付開始）＞

令和８年 11 月 16 日（月）

＊沖縄総合事務局財務部等において入札関係書類の配付を開始します。

＜入札保証金の納付＞

入札の前に、入札金額の５％以上の金額を所定の「振込依頼書」により最寄の金融機関から指定口座へ振り込んでください。

＊ゆうちょ銀行（郵便局）からの振り込みはできません。

＊ATM 及びインターネットバンキングによる振込みは無効となります。　本書４頁参照

＜入札受付期間（入札関係書類の提出）＞

令和８年１２月７日（月）午前９時～令和８年１２月１８日（金）午後５時

＊郵送の場合、必ず簡易書留郵便により提出してください。　本書３頁参照

＜開　　札＞

令和９年１月１４日（木）午前１０時～

場所：那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館１０階

沖縄総合事務局財務部会議室（研修室兼会議室）

＊入札者の参加は自由です。

＊開札結果は、入札者全員に文書で通知します。　本書３頁参照

＜契　　約＞

令和９年２月９日（火）正午までに、誓約書を提出のうえ売買契約を締結していただきます。

＊収入印紙・登録免許税等の諸経費は、購入者の負担となります。

＊期限までに契約を締結されない場合には落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできません。　本書６頁参照

＜売買代金の支払い（2通りの方法）＞

①契約締結時に全額を支払う方法。

②契約締結時に契約保証金（売買代金の１割以上）を納付し、契約締結日を含め２０日以内に売買代金の残額を支払う方法。

＊期限までに残額を支払わない場合には、契約保証金は国庫に帰属し、返還することはできません。

本書７頁参照

＜所有権の移転＞

＊売買代金を全額納付したときに所有権が移転します。

＊所有権移転登記の手続きは国が行います。　本書８頁参照

目　　次

○国有財産の一般競争入札（期間入札）のご案内

１．はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１頁

２．一般競争入札（期間入札）物件 ・・・・・・・・・・・・・　２頁

３．入札参加者の資格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２頁

４．入札にあたって付す条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・　２頁

５．入札受付期間・場所及び開札の日時・場所 ・・・・・・・　３頁

６．入札方法等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４頁

７．落札者の決定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６頁

８．入札保証金の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６頁

９．契約の締結等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７頁

１０．売買代金の支払方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・　８頁

１１．所有権の移転等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８頁

１２．契約内容の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８頁

１３．個人情報の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９頁

１４．不調物件の先着順による売却・・・・・・・・・・・・・・　９頁

１５．契約不適合の取り扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・　９頁

１６．特約条項及び資料の閲覧 ・・・・・・・・・・・・・・・　１０頁

○国有財産売払公示書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１頁

○入札要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４頁

○予算決算及び会計令（抄） ・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７頁

○国有財産法（抄） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７頁

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄） ・・・・　１８頁

○外国為替及び外国貿易法 （抄） ・・・・・・・・・・・・・・・　１８頁

○外為為替令　（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８頁

○国有財産売買契約書（案） ・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９頁

○入札書等記入方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５頁

○よくあるご質問（Ｑ＆Ａ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２頁

○物件調書の補足説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５頁

○物件調書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９頁

物件番号0801　浦添市沢岷1-307-7外2筆 ・・・・・・・・・・・　５０頁

物件番号0802　名護市字宮里名座喜原1480-21外1筆 ・・・・・・　５４頁

○入札書類の提出方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７頁

国有財産の一般競争入札（期間入札）のご案内

１．はじめに

（１）入札に参加する前に入札案内書をよくお読みください。

この入札案内書には、物件の所在地や内容、入札受付期間、入札に参加する手順、そして落札した場合に国と締結する契約の内容などが記載されています。入札に参加する前に、この入札案内書を熟読したうえで入札に参加してください。

（２）入札物件はすべて現状有姿（あるがままのすがた）の引渡しとなります。

入札物件には当該地上の全ての工作物や樹木等が含まれます。工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、**現況と相違している場合、現況を優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。**

また、越境物がある場合でも現状有姿での引渡しとなり、**国において越境関係の解消や道路使用に係る同意等のための折衝や手続きは行いませんので、その処理については当事者間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。**

（注）越境とは、隣接建物の庇が国の土地にはみ出ている、国の土地の樹木の枝が隣接地に伸びている等の場合を言います。越境が視認できるものについては個々の物件調書に記載してあります。また、調査時に判明していない越境がある場合もあります。

（３）建築制限等については、あらかじめご自身で確認してください。

当該物件を利用するに当たって、都市計画法、建築基準法、公共団体等の条例等の規制を受けることとなります。皆様の利用計画の実現可否について、あらかじめご自身で関係各機関に照会するなど十分に確認してください。

（４）現地説明は実施しませんので、事前にご自身で必ず現地を確認してください。

なお、現地の確認に際しては、次の点に注意してください。

- ◆ 隣接地に立ち入ったりしないようにお願いします。
- ◆ フェンス等の工作物を傷つけないようにご注意ください。
- ◆ 周辺住民の迷惑になるような違法駐車等をしないようお願いします。

（５）入札及び売買契約は、実測数量で行います。

入札及び売買契約の対象数量は、国有財産売払公示書や物件調書に記載された実測数量です。

所有権移転登記については登記簿数量で行います。（物件の中には、実測数量と登記簿数量が異なるものもありますが、これらはすべて公差の範囲内となっています。また、土地区画整理事業施行中の仮換地の売買にかかる所有権移転登記は、従前地の所在、数量で行います。）

２．一般競争入札（期間入札）物件

入札物件は次のとおりです。詳しくは４９頁～５６頁の物件調書をご覧ください。

物件番号	所　在　地	登記地目（現況地目）	実測数量	用途地域 建ぺい率/容積率	最低売却価格
0801	浦添市沢岷 1- 307- 7 外 2 筆	山林・宅地（宅地）	1,089.49 ㎡	第一種低層住居専用地域 50%/100%	77,500,000 円
0802	名護市字宮里名座喜原 1480- 21 外 1 筆	原野（宅地）	380.91 ㎡	準工業地域 60%/200%	24,600,000 円

上記入札物件については、やむを得ない場合により入札中止となる場合があります。

その場合、入札参加に要した費用（調査に要した費用や入札保証金振込手数料など）の補償はできません。また、入札保証金の返還に当たっても、利息は付しませんので、予めご了承願います。

３．入札参加者の資格

次に掲げる者以外の方であれば、どなたでも参加できます。

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条に規定する者

（２）国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第１６条の規定に該当する者

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

※　予算決算及び会計令、国有財産法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定については１７頁～１８頁を参照願います。

４．入札にあたって付す条件

入札物件の売買契約には、次の条件を付します。以下の（１）及び（２）の条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければなりません。さらに、国は、以下の（１）及び（３）の条件に違反していることが判明した場合、速やかに契約を解除いたします。

以上をご承知のうえ、入札にご参加ください。

（１）公序良俗に反する使用等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から１０年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定

されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

（２）実地調査等

① 国は、上記（１）の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

② 落札者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

（３）落札者の適格条件

落札者は、暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であってはなりません。

５．入札受付期間・場所及び開札の日時・場所

（１）入札受付期間及び場所

① 受付期間

令和８年１２月７日（月）午前９時から
令和８年１２月１８日（金）午後５時まで（必着）

※ 郵送による入札の場合、上記の受付期間を過ぎて到達した入札書は無効となりますので、十分余裕をみて、早めに簡易書留郵便で送付してください。

※ 持参による入札については、上記期間中の土・日曜日及び祝日を除く午前９時から正午、午後１時から午後５時までの間に受け付けます。

② 受付場所

那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館１０階
沖縄総合事務局　財務部　統括国有財産管理官　電話０９８－８６６－００９７

※ **宮古財務出張所及び八重山財務出張所では入札受付を行いません。**お間違えのないようにお願いします。

（２）開札の日時及び場所

① 日時：**令和９年１月１４日（木）午前１０時００分から**

② 場所：**那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館１０階**
沖縄総合事務局財務部会議室（研修室兼会議室）

※ 開札参加の受付は９時３０分から行います。

※ 開札会場へ入場できる方は、入札者本人又はその代理の方等、関係者の方のみです。

※ 開札の結果は入札者全員に速やかに文書で通知するとともに、沖縄総合事務局ホームページでも公表します。

６．入札方法等

（１）入札関係書類の確認

入札１物件につき１通の入札関係書類を作成する必要があります。

当局から配付を受けた所定の用紙・封筒を使用し、下記（３）の入札方法のとおり行ってください。

（２）入札保証金の納付（詳しくは２５頁の「入札書等記入方法」をご覧ください。）

入札に参加する前に入札保証金を納付する必要があります。

①　納付が必要な入札保証金の額

入札保証金は**入札金額の５％以上（円未満切上げ）**の金額であることが必要です。

（最低売却価格の５％以上ではありません。）

入札保証金の不足している入札は無効となります。

【入札保証金計算例】

入札金額（最低売却価格以上）　88,888,888 円の場合

88,888,888 円×５％＝4,444,444.4 円（円未満切上げ）⇒4,444,445 **円（入札保証金額）**

②　入札保証金の納付方法

入札保証金は、沖縄総合事務局から配付を受けた**所定の「振込依頼書」（３枚複写）**にて金融機関（**ゆうちょ銀行（郵便局）を除く。**）から指定口座に振り込んでください。

インターネットバンキング及びＡＴＭによる振り込みは無効となりますので、必ず金融機関の窓口にて振込手続きを行ってください。

※　振込依頼書には、物件番号、氏名、電話番号等を必ず記入してください。

※　振込者（依頼人）名は、「入札書」の入札者氏名及び「入札保証金提出書」の入札者氏名と一致させてください。

※　共有名義で入札される場合は、共有者のうち代表者の方が振り込んでください。

※　振込手数料は入札者の負担となります。

※　複数の物件に入札される場合は、物件ごとに振り込んでください。

※　必ず取扱店領収印のある「保管金受入手続添付書」（振込依頼書２枚目の沖縄総合事務局提出用）及び「振込金（兼手数料）受取書」（振込依頼書３枚目の依頼人保管用）を受け取ってください。

※　振込依頼書２枚目の「保管金受入手続添付書（沖縄総合事務局提出用）」は、他の入札関係書類とともに提出していただきます。

※　入札保証金は、契約締結時に契約保証金や売買代金に充当する場合がありますので、「振込金（兼手数料）受取書」（振込依頼書３枚目の依頼人保管用）は大切に保管してください。

※　受付最終日は、早めに金融機関窓口で振込手続きを行ってください。

※　**受付期間最終日の振込手続きにおいて、金融機関の事務手続上翌営業日扱いとなる場合は無効となりますので、当日扱いとなる時間帯に手続きを行ってください。**

（３）入札方法

「入札書」、「入札保証金提出書」、「入札保証金振込証明書」（必要に応じて「役員一覧」

「委任状（委任者の印鑑証明書を含む）」）を以下のとおり作成し、上記提出書類を郵送用封筒（茶色）に入れ、提出漏れがないかどうか、チェックのうえ、封をし、郵送用封筒の裏面に「住所」、「氏名」を記入し提出してください。

なお、郵送の場合は必ず、簡易書留郵便で送付してください。

① **入札書**

○ 入札書の記載方法をよく読み、誤りがないか確認してください。
○ 入札物件の総額を記入してください。
○ 金額の訂正は一切受け付けられません。
○ 書き損じた場合には、必ず新たな用紙に書き直してください。
○ 金額の前に「円マーク」（￥）を記入し、算用数字を使用してください。
○ 最低売却価格に達しない入札は無効となります。
入札保証金の金額（入札金額の５％以上）と矛盾がないか十分に確認してください。
○ 入札保証金提出書の名義と異なる名義で入札した場合は、無効となります。
○ 数人で共有する場合は、共有者全員の記名が必要です。
○ 共有名義の場合は持分割合を記載してください。なお、３名以上の共有で入札される方は、共有者一覧表（入札担当まで問い合わせ）を添付してください。
○ 確認が出来たら入札書を「**入札書提出用封筒（白色）**」に入れ糊付けしてください。

② **入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書**

○ ２枚複写となっています。１枚目は「入札保証金提出書」、２枚目は「入札保証金振込証明書」となっています。
○ 金額欄は入札保証金の金額を記入してください。（**入札金額ではありません。**）
○ 入札者、共有者のフリガナ、性別、生年月日も必ず記載してください。
○ 入札保証金提出書の名義は入札書の名義と一致している必要があります。異なる名義での入札は無効となりますのでご注意ください。
○ 共有名義で入札される場合は、必ず、入札保証金提出書の名義も共有とし、持分割合を記入してください。
○ 入札保証金提出書（２枚複写の１枚目）の記入が済んだら、入札保証金振込証明書（２枚複写の２枚目）に「保管金受入手続添付書（振込依頼書２枚目の沖縄総合事務局提出用）」（銀行で入札保証金を振り込んだ時に金融機関の窓口より渡されるもの）を貼付してください。
○ 入札保証金提出書の入札者氏名と、返還先口座名義人氏名及び保管金受入手続添付書の依頼人名は、入札者名義である必要があります。

③ **役員一覧**

○ 法人で入札する場合のみ必要です。

④ **委任状**

○ 代理人によって入札する場合のみ必要です。
なお、入札者以外の方が入札者の依頼により、入札者に代わって入札関係書類を持参する場合は、代理をたてる必要はなく、委任状も必要ありません。
○ 入札者の代理人欄に記載がある場合は、必ず委任状が必要となります。
○ 委任状には委任者の実印が押印されている必要があります。
○ 委任状には必ず委任者の印鑑証明書（開札の時点で発行後３ヶ月以内）を添付してください。

○　委任者が海外に在住していることにより印鑑証明書が添付できない場合、次の書類が必要になります。

・日本人の場合は、当該日本大使館等の在外公館が発行するサイン証明

・外国人・法人の場合は、本国の主務機関・公証人等で本人のサインが証明できるもの（日本語訳付※）

※日本語訳は誰が行っても構いませんが、訳文の下に訳者の記名が必要となります。

※　「国有財産の一般競争入札に関するアンケート」についても、ご回答のうえ、郵送用封筒に同封をお願いします。

７．落札者の決定方法

開札の結果、**最低売却価格以上で、かつ、最高の価格で有効な入札をした者**を落札者とします。

ただし、最低売却価格以上で、かつ、最高の価格で有効な入札をした者が、入札参加資格の確認を要する者である場合には、当該最高価格入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保することとします。

入札参加資格の確認を行った結果、当該最高価格入札者が行った入札が無効となった場合には、原則として次順位者を落札者と決定します。

落札者となる同価の入札者が２人以上いるときは、くじによって落札者を決定します。当該入札者が開札会場にいない場合は、国の指定した者が入札者に代わってくじを引き落札者を決定します。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者の入札参加資格が確定するまでは、くじ引きを留保します。

８．入札保証金の返還

①　落札者以外の方の入札保証金は、予め入札者の方に指定していただいた金融機関の口座（入札者と同一名義に限る）に振り込むことにより返還します。

なお、入札保証金には利息は付しません。

返還は、金融機関への振込手続きの関係上、１週間程度を要しますので、予めご了承ください。

※インターネットバンキングの口座には振込みはできません。

②　入札保証金を納付した後、入札書を提出しなかった場合は、入札保証金の返還手続きを行います。その場合、返還先口座の確認のため、「入札保証金提出書」及び「入札保証金振込証明書（「保管金受入手続添付書」（振込依頼書２枚目の沖縄総合事務局提出用）を貼付したもの）」が必要となります。

ただし、入札保証金の返還は、開札終了後になります。

③　落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件に入札した入札者の入札保証金については、返還することができません。ただし、開札後、落札

者の決定を留保した物件の入札者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を返還します。

９．契約の締結等

（１）落札者との売買契約の締結は**令和９年２月９日（火）正午まで**に行っていただきます。ただし、上記７により落札者の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知することとします。

契約締結期限までに、売買契約を締結しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできませんのでご注意ください。

（２）売買契約の手続きは、沖縄総合事務局財務部統括国有財産管理官で行います。
詳しくは、落札者の方に直接連絡します。

（３）落札した方には、契約締結期限までに「普通財産売払申請書」、上記４．の（１）及び（３）の条件に違反しない旨の「誓約書」、個人の場合は「住民票抄本（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）」、法人の場合は法人登記の「現在事項全部証明書」を提出していただきます。

（４）国有財産売買契約書（案）は、１９頁～２４頁のとおりです。売買契約書は２通作成し、お互いに１通ずつ保有します。
なお、落札者以外の名義で契約することはできません。

（５）売買代金以外にも売買契約書（国保管用のもの１通）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関する諸費用は落札者の負担となります。

印紙税額については、次の表を参考にしてください。

契約金額（売買代金）	収入印紙 軽減税率 （令和９年３月31日まで）
１百万円超　～　５百万円以下	１千円
５百万円超　～　１千万円以下	５千円
１千万円超　～　５千万円以下	１万円
５千万円超　～　１億円以下	３万円
１億円超　～　５億円以下	６万円
５億円超　～　１０億円以下	１６万円

１０．売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の２通りがあります。

（１）一括支払方式

売買契約締結と同時に売買代金の全額を納付していただく方法です。

入札にあたって納付された入札保証金は、売買代金に充当することができます。この場合は、契約締結日に入札保証金と売買代金の差額をご用意ください。

（２）契約保証金方式

売買契約締結と同時に契約保証金（売買代金の１割以上（円未満切上げ））を納付して、２０日以内に売買代金残額を納付していただく方法です。

なお、入札にあたって納付された入札保証金は、契約保証金に充当することができます。この場合、契約締結日に入札保証金と契約保証金との差額をご用意ください。

契約保証金の納付については、現金の持参又は落札後にお渡しする専用用紙にて指定する金融機関の口座への振込みによる方法がありますので、予め契約担当にご確認願います。

その後、残額（売買代金と契約保証金との差額）は国が発行する納入告知書により、売買契約締結の日を含めて**２０日以内**（２０日目が土・日曜日及び祝日等の金融機関の休業日となる場合は、直前の金融機関の営業日まで）に納付していただきます。

（注）売買代金が契約締結の日を含めて２０日以内に支払われなかった場合には、契約は無効となり、契約保証金は、国庫に帰属し、返還することはできません。

１１．所有権の移転等

（１） 売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡したものとします。（現地での引渡しは行いません。現状有姿（あるがままのすがた）での引渡しとなります。）

（２）所有権移転登記の手続きは、売買代金全額の納付後に国が行います。

（所有権移転登記と同時に抵当権設定登記を行う必要がある場合には、あらかじめご相談ください。）

（３）所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。

登録免許税の納付書は売買契約に先立って国から送付しますので、お近くの金融機関でお支払いのうえ、その領収証書を売買契約締結時にご持参ください。

１２．契約内容の公表

（１）入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに沖縄総合事務局のホームページにおいて公表することとします。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

（２）契約締結したものについては、（１）に加え、その契約内容に係る次に掲げる情報を沖縄総合事務局のホームページで公表することとします。

不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第８０条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）

（３）上記（１）及び（２）に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

１３．個人情報の提供

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供します。

１４．不調物件の先着順による売却

不調物件（入札者がいなかった物件や落札に至らなかった物件）は、原則として、後日「すぐに購入できる物件」として、先着順による売却を実施します。詳細は、当局のホームページ等でお知らせします。

なお、入札要領第８条の規定を準用し、申請者の資格の確認を行う場合がありますのでご了承願います。

１５．契約不適合の取り扱い

（１） 売買契約締結後、引渡しの日から２年以内に物件が種類又は品質に関して契約の内容に適しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、速やかに沖縄総合事務局財務部統括国有財産管理官までお申し出ください。

（２） 上記（１）の申し出を受け、国が契約不適合に当たると判断した場合には、国（原因者を含む。）と買受人が地下埋設物、土壌汚染等の是正のための工事内容について、事前に協議を行った上で、国（原因者を含む。）又は買受人において地下埋設物、土壌汚染等の是正を行います。

なお、国（原因者を含む。）と買受人との協議の結果、買受人において是正することとなった場合には、是正に要すると国が認める費用を国が支払うこととします。

費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。

① 費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。

（注）挙証資料とは、以下の資料をいいます。

ア　地下埋設物、土壌汚染等の是正範囲を特定するための資料（土地利用計画図、建物設計図等）

イ　工事内容を確認する資料（工事見積書、工事請負契約書等）

ウ　その他国が指定する資料（工程写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、作業日報等）

② 費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（挙証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。

（注）費用算定の基準としては、国が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定しますので、算定に当たり相応の時間を要することに予めご了承願います。

③ さらに、費用の支払額は、売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません（国有財産売買契約書（案）の契約不適合責任に関する契約条項を参照）。

④ 費用の支払いにあたっては、国の会計制度上、別途予算措置が必要となり、相応の時間を要する場合がありますので、予めご了承願います。

（３） 是正等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、予めご了承願います。

１６．特約条項及び資料の閲覧

（１）特約条項

全ての物件について、売買契約書第８条に特約条項が付されます。

（特約条項）

第８条　乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

（２）資料の閲覧

特約条項に基づき、売買契約書に物件調書が添付されます。

物件調書の参考事項欄に閲覧資料がある旨の記載のある物件については、閲覧資料がありますので、入札参加者は必ず閲覧資料をご確認ください。

なお、閲覧資料を確認しない場合でも入札は参加できますが、閲覧しなかったことを理由に応札後に異議を唱えることはできません。

資料の閲覧は沖縄総合事務局財務部統括国有財産管理官へお申し出ください。

国　有　財　産　売　払　公　示　書

下記国有財産を一般競争入札（期間入札）により売払いします。

記

１．売払物件

物件番号	所　在　地	登記地目（現況地目）	実測数量	用途地域 建ぺい率/容積率	最低売却価格
0801	浦添市沢岷 1-307-7 外 2 筆	山林・宅地（宅地）	1,089.49 ㎡	第一種低層住居専用地域 50%/100%	77,500,000 円
0802	名護市字宮里名座喜原 1480- 21 外 1 筆	原野（宅地）	380.91 ㎡	準工業地域 60%/200%	24,600,000 円

２．競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び７１条の規定に該当する者

（２）国有財産に関する事務に従事する者にあっては国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第１６条の規定に該当する者

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

３．入札要領及び契約条項を示す場所

（１）沖縄総合事務局　財務部　統括国有財産管理官
那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館１０階

（２）沖縄総合事務局　宮古財務出張所
宮古島市平良字下里１０１６番　平良地方合同庁舎３階

（３）沖縄総合事務局　八重山財務出張所
石垣市字登野城５５番４　石垣地方合同庁舎３階

４．入札及び開札の日時及び場所

（１）入札受付期間及び場所

期間：令和８年１２月　７日（月）午前９時から
令和８年１２月１８日（金）午後５時まで（必着）

場所：那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館１０階
沖縄総合事務局　財務部　統括国有財産管理官

（２）開札日時及び場所

日時：令和９年１月１４日（木）午前１０時から

場所：那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館１０階
沖縄総合事務局財務部 会議室

（入札者の参加は自由であり、入札者に対しては文書をもって開札結果を通知する。）

５．入札書等用紙の交付

入札書等用紙は、公示の日から令和８年１２月１８日（金）までの間（土・日曜日及び祝日を

除く午前９時から午後５時まで)、沖縄総合事務局財務部統括国有財産管理官、宮古財務出張所及び八重山財務出張所において交付する。

６．入札方法等

（１）入札保証金の納付等

① 入札保証金は、各自入札金額の１００分の５以上（円未満切上）に相当する金額とし、沖縄総合事務局財務部から交付を受けた振込依頼書を用いて、金融機関（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）において現金により沖縄総合事務局財務部の指定する口座に振り込むものとする。

② 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

③ 入札保証金には利息を付さない。

（２）入札方法

入札は、第５項の規定により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書（２連複写の２枚目の入札保証金振込証明書用紙に、金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したもの）を郵送用封筒に入れて、沖縄総合事務局財務部統括国有財産管理官宛に簡易書留郵便で郵送して申し込むものとする。

また、第４項（１）の期間であれば、午前９時から正午・午後１時から午後５時までの間、沖縄総合事務局財務部統括国有財産管理官へ持参することもできる。(土・日曜日及び祝日を除く。)

なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできない。

７．入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

８．契約不履行

（１）落札者が**令和９年２月９日（火）正午**までに**契約を結ばない場合には、第６項（１）に規定する入札保証金は国庫に帰属する。**

（２）落札者の決定を留保した場合の契約期限は、落札者として決定した者に別途通知し、期限までに契約を結ばない場合には、**第６項（１）に規定する入札保証金は国庫に帰属する。**

９．契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

１０．契約内容等の公表

（１）入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに沖縄総合事務局のホームページにおいて公表する。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

（２）契約締結したものについては、（１）に加え、その契約内容に係る次に掲げる情報を沖縄総合事務局のホームページにおいて公表する。

不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ)、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会

計令第８０条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）

（３）上記（１）及び（２）に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となる。

１１．その他

入札者は、本公示書のほか、沖縄総合事務局財務部統括国有財産管理官、宮古財務出張所及び八重山財務出張所で交付する入札要領及び国有財産売買契約書（案）を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

令和８年１１月１６日

沖　縄　総　合　事　務　局

詳しい資料が必要な方は、「入札案内書」を次のところでお渡ししています。

〒900-8530　那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館１０階
沖縄総合事務局　財務部　統括国有財産管理官　電話：098-866-0097
ホームページ　https://www.ogb.go.jp/zaimu/zaimu_kokuyuu

〒906-0013　宮古島市平良字下里１０１６番　平良地方合同庁舎３階
沖縄総合事務局　宮古財務出張所　　電話：0980-72-4774

〒907-0004　石垣市字登野城５５番４　石垣地方合同庁舎３階
沖縄総合事務局　八重山財務出張所　電話：0980-82-4941

入　札　要　領

第１条　入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上入札してください。

第２条　現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第３条　代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。

第４条　入札は、沖縄総合事務局財務部等から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間（令和８年１２月７日（月）午前９時から令和８年１２月１８日（金）午後５時まで（必着））に沖縄総合事務局財務部統括国有財産管理官あて簡易書留郵便により郵送又は持参（持参の場合は土・日曜日及び祝日を除く午前９時から正午・午後１時から午後５時まで）によって提出しなければなりません。
２　入札締切日（令和８年１２月１８日（金）午後５時）までに到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付してください。

第５条　入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の１００分の５以上（円未満切上）に相当する金額を沖縄総合事務局財務部等から交付を受けた振込依頼書を用いて、沖縄総合事務局財務部の預金口座に振り込んで下さい。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。保管金受入手続添付書の貼付がないと沖縄総合事務局財務部の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。
２　１通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。
３　振込依頼書には、必ず入札書に記載されている物件番号を記載してください。
４　入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。

第６条　入札書の記載に当たっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないよう記入してください。
２　入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号、口座名義人氏名を正確に記入してください。

第７条　提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第８条　次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
（１）公示書又は本要領の条項に違反するもの
（２）入札書に入札者の住所、氏名（法人にあっては、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記入のないもの
（３）代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入のないもの
（４）入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
（５）入札担当官等が入札書及び入札関係書類不完全と認めたもの
（６）所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
（７）第５条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの
（８）第５条に規定する入札保証金提出書の提出のないもの
（９）第５条に規定する入札保証金を差し出さないもの
（10）１物件に対して一人で複数の入札をしたもの

（11）最低売却価格に達しない入札をしたもの
（12）法人による入札の場合、役員一覧の提出がない入札
（13）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定並びに国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第１６条の規定に該当する者が入札したもの
（14）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの
　なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。
①　当該物件を暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
（注）「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
②　次のいずれかに該当するとき
ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴対法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
オ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
③　①、②の依頼を受けて入札に参加しようとするもの
（15）入札書及び入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第９条　開札は、国有財産売払公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。なお、入札者等入札関係者の参加は自由ですが、開札会場への入場に際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせていただきます。

第１０条　落札者は、最低売却価格以上かつ最高の価格で、有効な入札した者と決定します。
　ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第８条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。
　また、落札者となる同価の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者がくじを引きます。
　なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第１１条　開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、開札後速やかに沖縄総合事務局のホームページに入札の実施結果に係る次に掲げる情報を公表します。
　所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

第１２条　非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）第６条第１項第６号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和５５年政令第２６０号）第１１条第３項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第１３条　入札保証金は、落札者を除き、第６条第２項に規定する方法により速やかにこれを還付します。ゆうちょ銀行の通常貯金総合口座（記号・番号の記号が１から始まるもの）以外とインターネットバンキングの口座は、振込みができません。なお、落札者の入札保証金は、第１５条に規定する契約保証金に充当できます。

　また、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

　ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。

２　契約締結と同時に売買代金全額を納付する場合には、入札保証金は、売買代金に充当します。

第１４条　落札者が令和９年２月９日（火）正午までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになります。

　また、落札者の決定を留保した場合の契約期限は、落札者として決定した者に別途通知し、期限までに契約を結ばない場合には、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第１５条　落札者は、契約を締結しようとするときは、第１３条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上（円未満切上）に相当する金額を、現金又は沖縄総合事務局財務部で指定する金融機関の口座への振込みにより納付しなければなりません。

第１６条　前条の契約保証金は、売買代金に充当します。

第１７条　落札者との売買契約締結後、速やかに、第１１条に掲げる情報に加え、その契約内容に係る次に掲げる情報を沖縄総合事務局のホームページに公表します。

　不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第８０条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）

２　第１１条及び前項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第１８条　本要領に定めない事項はすべて会計法規の定めるところによって処理します。

参　考

予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第７０条　契約担当官等は、売買、賃貸、請負その他の契約につき会計法第２９条の３第１項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

（１）当該契約を締結する能力を有しない者

（２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第７１条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

（１）契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（２）公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（３）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

（４）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（５）正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

（６）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

（７）この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

２　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

国有財産法（抄）

（職員の行為の制限）

第１６条　国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

２　前項の規定に違反する行為は、無効とする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（２）暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（６）暴力団員　暴力団の構成員をいう。

外国為替及び外国貿易法（抄）

（定義）

第６条　この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（５）「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

（６）「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

外国為替令（抄）

（財務大臣の許可を要する資本取引等）

第１１条第３項　居住者又は非居住者が第１項の規定により指定された資本取引を行おうとするときは、当該居住者又は非居住者は、財務省令で定める手続により、財務大臣の許可を受けなければならない。

（案）

契約書式　土地、建物付土地（契約保証金用）

収　入 印　紙

国　有　財　産　売　買　契　約　書

売払人　国（以下「甲」という。）　と買受人（ **落札者** ）（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第１条　売買物件は、次のとおり。

所　　在　　地	区　分	数量（㎡）		摘　　要
（落札物件を記載）				

２　前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第２条　売買代金は、金（ **落札金額** ）円とする。

（契約保証金）

第３条　乙は、本契約を締結しようとするとき、契約保証金として金（落札金額の１割以上（円未満切上げ））円を甲に納付しなければならない。

２　前項の契約保証金のうち、金（入札保証金額）円は入札保証金より充当するものとする。

３　第１項の契約保証金は、第１６条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

４　第１項の契約保証金には利息を付さない。

５　甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第１項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

６　甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第４条　乙は、売買代金のうち前条第１項に定める契約保証金を除いた金（落札金額から契約保証金を差し引いた金額）円を、甲の発行する納入告知書により令和　年　月　日（契約締結日から２０日以内）までに甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）

第５条　乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）
第６条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）
第７条　甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引き渡しがあったものとする。

（特約条項）
第８条　乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

（契約不適合責任）
第８条の２　乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から２年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。
（１）修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
（２）修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
（３）本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
（４）前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
（５）本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
（６）本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
２　前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。
３　乙が本契約締結時に第１項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。
４　第８条（特約条項）の内容については、第１項の契約不適合に該当しない。

（危険負担）
第９条　本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。
２　甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。
３　第１項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第１０条　乙は、本契約の締結の日から１０年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第１１条　甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

２　乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

３　乙は、正当な理由なく前２項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第１２条　乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（１）前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の１割）円

（２）第１０条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の３割）円

２　前項の違約金は第１３条第４項及び第１６条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第１３条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲は、乙が第１０条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

３　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

４　乙は、甲が第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（返還金等）
第１４条　甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
２　甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
３　甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（乙の原状回復義務）
第１５条　乙は、甲が第１３条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
２　乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
３　乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）
第１６条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

（返還金の相殺）
第１７条　甲は、第１４条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部を相殺する。

（契約の費用）
第１８条　本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（契約内容の公表）
第１９条　乙は、本契約締結後、別紙に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

（信義誠実の義務・疑義の決定）
第２０条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
２　本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

（裁判管轄）
第２１条　本契約に関する訴えの管轄は沖縄総合事務局所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日　　沖総財契第　　号

売払人　　国
契 約 担 当 官
沖 縄 総 合 事 務 局 長　　印

買受人　　住　所

氏　名（名称）　　実印

別　紙

・所在地
・登記地目
・面積
・応札者数
・開札結果
・不落等随契の有無
・契約年月日
・契約金額
・契約相手方の法人・個人の別
・契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
・価格形成上の減価要因
・都市計画区域
・用途地域
・建蔽率
・容積率

入札書等記入方法

入札書等作成にあたっては、必ず本記入方法に基づき作成願います。
不明な点がございましたら、別途電話等でお問い合わせください。

＜個人で入札の場合＞
- ○入札書（２６頁）
- ○入札保証金提出書（２７頁）
- ○振込依頼書（２８頁）

＜法人で入札の場合＞
- ○入札書（２９頁）
- ○役員一覧（３０頁）
- ○入札保証金提出書（３１頁）
- ○振込依頼書（３２頁）

＜共有名義で入札の場合＞
- ○入札書（３３頁）
- ○役員一覧（３４頁）※法人による入札の場合のみ提出
- ○入札保証金提出書（３５頁）
- ○振込依頼書（３６頁）

＜代理人による入札の場合＞
- ○入札書（３７頁）
- ○役員一覧（３８頁）※法人による入札の場合のみ提出
- ○入札保証金提出書（３９頁）
- ○振込依頼書（４０頁）
- ○委任状（４１頁）

＜個人で入札の場合＞

入　札　書（期間入札）

沖縄総合事務局長　殿

入　札　者　　住　所　那覇市おもろまち2－1－1

氏　名　財務　一郎

共有者・代理人　住　所

氏　名

物件番号				物　件　所　在　地										
○	○	○	○	○○市△△丁目□□□□										
金　額		十億			百万			千			円			
		￥	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を承知の上、上記のとおり入札します。

（注）1. 入札書は、１物件につき１枚しか提出できません。同一物件に対して２通以上の入札をした場合は「無効」となります。（書き損じた場合のため２枚同封しています。）

2. 入札者欄には入札者本人の住所、氏名（法人にあっては法人名及び代表者名）を記入してください。また、共有者がいる場合は共有者欄にも記入してください。

※住所及び氏名は、住民票又は法人登記簿抄本のとおりに記載してください。

※共有者による入札の場合は、共有者を〇印で囲んでください。

3. 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載してください。

※代理人による入札の場合は、代理人を〇印で囲んでください。

4. 物件番号欄及び物件所在地欄には、国有財産売払公示書の物件番号及び所在地に記載されたものを記載してください。

5. 金額は、算用数字ではっきりと記載してください。
また、数字の前には必ず「￥マーク」も記載してください。金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

6. 最低売却価格を下回る価格の入札は無効となります。

7. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

8. **必ずボールペン・万年筆等の消えない筆記用具を御使用ください。**

＜個人で入札の場合＞

入　札　保　証　金　提　出　書

内閣府沖縄総合事務局
契　約　担　当　官
歳入歳出外現金出納官吏　　殿

令和○○年○○月○○日

入札者

〒 0 0 0 － 0 0 0 0　TEL　000-000-0000

共有者・代理人
※該当する場合は○印で囲んでください。

住　　所　　那覇市おもろまち２－１－１
（フリガナ）　　ｻﾞｲﾑ　ｲﾁﾛｳ
フリガナ記入漏れに注意
氏名・~~印~~　　財務　一郎
入札書の名義と一致させる必要があります。
性　　別　　男・女
生年月日　　大正・昭和・平成　23 年 1 月 23 日
※法人の場合は、性別・生年月日の記載は不要です。役員一覧を提出してください。

~~2 枚目にも押印願います。~~

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

（振　込　金　額）

￥○，○○○，○○○－

入札金額ではなく、入札保証金の金額（振込金額）を記入してください。

※受付日　令和　　年　　月　　日
※受付番号　Ｎｏ．
※整理番号　令和　　年度第　　号
※取扱者印

物件番号	○	○	○	○

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返還先			
	金融機関名	○　○ ○　○	銀行・信用金庫・その他 本店・支店・営業部
	預金の種類	普通・当座・通知・別段	
	口座番号	○　○　○　○　○　○　○	右詰めで記入してください。
	ゆうちょ銀行記号・番号	1　　0 －	右詰めで記入してください。
	口座名義人氏名	（ﾌﾘｶﾞﾅ）　ｻﾞｲﾑ　ｲﾁﾛｳ 財務　一郎	

インターネット銀行への振込みはできません。

返還口座名義人は、入札者氏名及び入札保証金振込依頼書の振込依頼人名と同一名を記入。

（注）　①　※印以外全て記入してください。**（ゆうちょ銀行の場合、支店等の記入は不要です。）**

~~②　１枚目及び２枚目の「入札者住所氏名」欄には、必ず押印（実印）してください。~~

③「金融機関名」「預金の種類（ゆうちょ銀行は除く）」欄の該当する項目を○で囲んでください。
なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込みできません。

④　振込先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記載は不要です。

⑤　２枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した、保管金受入手続添付書（取扱店領収印のあるもの）を貼り付けてください。

⑥　法人による入札の場合は、別途「役員一覧」を提出してください。

＜個人で入札の場合＞

振込依頼書の書き方

太枠内は必ず記入してください。

振込みの日を記入

国有財産入札保証金　振込依頼書（兼入金伝票）　科目

依頼日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	電信扱			手数料	
振込先金融機関	沖縄銀行　本店営業部	金額				十億 百万 千 円
受取人 預金種目	普通	口座番号	2685619			￥ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
受取人 口座名	（フリガナ）オキナワザイム （漢字）沖縄財務	内訳	現金			
依頼人 振込依頼番号	物件番号 〇〇〇〇	備考				
依頼人 個人名又は法人名	（フリガナ）ザイムイチロウ 財務一郎　様	収納印または振替印	出納 金融機関 領収印			
依頼人 住所	〒000－0000　（電話）000-000-0000 那覇市おもろまち2-1-1					

※振込依頼書の3枚複写の1枚目は金融機関手続用、2枚目は沖縄総合事務局提出用、3枚目は依頼人保管用となります。（3枚目は大切に保管願います。）

① 入札保証金は**入札金額の5%以上（円未満切上）の金額**であることが必要です。
（最低売却価格の5%ではありません。）
② 物件番号は必ず記載してください。
③ 電話番号は必ず記載してください。
④ 依頼人名は、口座名義人（入札者）と同一の者であることが必要です。
また、共有で入札される場合は、代表者を一名のみ記載してください。
⑤ 金額欄の先頭には必ず￥マークを記入してください。
⑥ 金融機関窓口で振り込んでください。振込後、領収印があることを確認してください。
⑦ **ゆうちょ銀行(郵便局を含む)からの振込みはできません。**
⑧ **ATM及びインターネットバンキングによる振込みは無効となります。**

＜法人で入札の場合＞

入　札　書（期間入札）

沖縄総合事務局長　殿

法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

入　札　者　　住　所　那覇市おもろまち2－1－1

氏　名　那覇財務株式会社
代表取締役　財務一郎

共有者・代理人　住　所

氏　名

物件番号				物　件　所　在　地										
○	○	○	○	○○市△△丁目□□□□										
金　額		十億			百万			千			円			
		￥	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を承知の上、上記のとおり入札します。

（注）1. 入札書は、１物件につき１枚しか提出できません。同一物件に対して２通以上の入札をした場合は「無効」となります。（書き損じた場合のため２枚同封しています。）

2. 入札者欄には入札者本人の住所、氏名（法人にあっては法人名及び代表者名）を記入してください。また、共有者がいる場合は共有者欄にも記入してください。

※住所及び氏名は、住民票又は法人登記簿抄本のとおりに記載してください。

※共有者による入札の場合は、共有者を〇印で囲んでください。

3. 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載してください。

※代理人による入札の場合は、代理人を〇印で囲んでください。

4. 物件番号欄及び物件所在地欄には、国有財産売払公示書の物件番号及び所在地に記載されたものを記載してください。

5. 金額は、算用数字ではっきりと記載してください。
また、数字の前には必ず「￥マーク」も記載してください。金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

6. 最低売却価格を下回る価格の入札は無効となります。

7. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

8. **必ずボールペン・万年筆等の消えない筆記用具を御使用ください。**

＜法人による入札の場合＞

役　員　一　覧

法人名　那覇財務株式会社　　物件番号　〇〇〇〇

役　職　名	（ふりがな） 氏　　名	性別	住　　所	生年月日
代表取締役	（ざいむ　いちろう） 財務　一郎	男	〒 900－8530 那覇市おもろまち２－１－１	S23.1.23
取締役	（ざいむ　はなこ） 財務　花子	女	〒 900－8530 那覇市おもろまち２－１－１	S25.8.28
取締役	（かんざい　じろう） 管財　次郎	男	〒 900－00×× 那覇市管財町３－２－１	S28.9.25
監査役	（ざいむ　さぶろう） 財務　三郎	男	〒 900－00×× 那覇市統括町１－１－１	S50.5.15
			〒	
			〒	
			〒	
			〒	
			〒	
			〒	
			〒	

※　本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その方も含む。）全員を記入してください。

※　法人の登記事項証明書の提出では無効となりますので、必ず役員一覧を提出してください。

＜法人で入札の場合＞

入　札　保　証　金　提　出　書

内閣府沖縄総合事務局
契　約　担　当　官
歳入歳出外現金出納官吏　　殿

令和○○年○○月○○日

入札者	〒 0 0 0 － 0 0 0 0　TEL　000-000-0000 住　　所　那覇市おもろまち２－１－１ （フリガナ）　ﾅﾊｻﾞｲﾑｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ ｻﾞｲﾑｲﾁﾛｳ 氏名・~~印~~　那覇財務株式会社 代表取締役　財務　一郎 性　　別　男・女 生年月日　大正・昭和・平成　　年　月　日 ※法人の場合は、性別・生年月日の記載は不要です。役員一覧を提出してください。

共有者・代理人
※該当する場合は○印で囲んでください。

フリガナ記入漏れに注意

入札書の名義と一致させる必要があります。

法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

~~2枚目にも押印願います。~~

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

（振　込　金　額）

￥○，○○○，○○○－

入札金額ではなく、入札保証金の金額（振込金額）を記入してください。

※受付日　令和　　年　　月　　日
※受付番号　Ｎｏ．
※整理番号　令和　　年度第　　号
※取扱者印

物件番号	○	○	○	○

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返還先	金融機関名	○　○ ○　○	銀行・信用金庫・その他 本店・支店・営業部
	預金の種類	普通・当座・通知・別段	
	口座番号	○　○　○　○　○　○　○	右詰めで記入してください。
	ゆうちょ銀行記号・番号	1　　0 －	右詰めで記入してください。
	口座名義人氏名	（ﾌﾘｶﾞﾅ）　ﾅﾊｻﾞｲﾑｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ 那覇財務株式会社	

インターネット銀行への振込みはできません。

返還口座名義人は、入札者氏名及び入札保証金振込依頼書の振込依頼人名と同一名を記入。
※　法人の場合は代表者名は記入不要。

（注）　①　※印以外全て記入してください。**（ゆうちょ銀行の場合、支店等の記入は不要です。）**
~~②　１枚目及び２枚目の「入札者住所氏名」欄には、必ず押印（実印）してください。~~
③「金融機関名」「預金の種類（ゆうちょ銀行は除く）」欄の該当する項目を○で囲んでください。
なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込みできません。
④　振込先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記載は不要です。
⑤　２枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した、保管金受入手続添付書（取扱店領収印のあるもの）を貼り付けてください。
⑥　法人による入札の場合は、別途「役員一覧」を提出してください。

＜法人で入札の場合＞

振込依頼書の書き方

太枠内は必ず記入してください。

振込みの日を記入

国有財産入札保証金　振込依頼書（兼入金伝票）　科目

依頼日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	電信扱		手数料		
振込先金融機関	沖縄銀行　本店営業部	金額		十億 百万 千 円		
受取人 預金種目	普通	口座番号	2685619		￥〇	〇〇〇〇〇〇
受取人 口座名	（フリガナ）オキナワザイム	内訳	現金			
	（漢字）沖　縄　財　務					
依頼人 振込依頼番号	物件番号 〇〇〇〇	備考				
依頼人 個人名又は法人名	（フリガナ）ナハザイムカブシキガイシャ 那覇財務株式会社　様	収納印または振替印	出納 金融機関 領収印			
依頼人 住所	〒000－0000　（電話）000-000-0000 那覇市おもろまち2-1-1					

※振込依頼書の3枚複写の1枚目は金融機関手続用、2枚目は沖縄総合事務局提出用、3枚目は依頼人保管用となります。（3枚目は大切に保管願います。）

① 入札保証金は**入札金額の5%以上（円未満切上）の金額**であることが必要です。
（最低売却価格の5%ではありません。）
② 物件番号は必ず記載してください。
③ 電話番号は必ず記載してください。
④ 依頼人名は、口座名義人（入札者）と同一の者であることが必要です。
また、共有で入札される場合は、代表者を一名のみ記載してください。
⑤ 金額欄の先頭には必ず￥マークを記入してください。
⑥ 金融機関窓口で振り込んでください。振込後、領収印があることを確認してください。
⑦ **ゆうちょ銀行(郵便局を含む)からの振込みはできません。**
⑧ **ATM及びインターネットバンキングによる振込みは無効となります。**

＜共有名義で入札の場合＞　入札者が３者以上の場合は、入札担当までお問い合わせください。

入　札　書（期間入札）

沖縄総合事務局長　殿

法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

入　札　者　　住　所　那覇市おもろまち3－3－3

氏　名　沖縄　太郎　　持分1／2

持分を記入してください。

共有者・代理人　　住　所　那覇市おもろまち3－3－3

共有者を〇で囲む

氏　名　沖縄　花子　　持分1／2

持分を記入してください。

物件番号				物　件　所　在　地										
〇	〇	〇	〇	〇〇市△△丁目□□□□										
金　額		十億			百万			千			円			
		￥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			

国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を承知の上、上記のとおり入札します。

（注）1. 入札書は、１物件につき１枚しか提出できません。同一物件に対して２通以上の入札をした場合は「無効」となります。（書き損じた場合のため２枚同封しています。）

2. 入札者欄には入札者本人の住所、氏名（法人にあっては法人名及び代表者名）を記入してください。また、共有者がいる場合は共有者欄にも記入してください。

※住所及び氏名は、住民票又は法人登記簿抄本のとおりに記載してください。

※共有者による入札の場合は、共有者を〇印で囲んでください。

3. 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載してください。

※代理人による入札の場合は、代理人を〇印で囲んでください。

4. 物件番号欄及び物件所在地欄には、国有財産売払公示書の物件番号及び所在地に記載されたものを記載してください。

5. 金額は、算用数字ではっきりと記載してください。
また、数字の前には必ず「￥マーク」も記載してください。金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

6. 最低売却価格を下回る価格の入札は無効となります。

7. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

8. **必ずボールペン・万年筆等の消えない筆記用具を御使用ください。**

＜法人による入札の場合のみ提出＞

役　員　一　覧

法人名　那覇財務株式会社　　物件番号　〇〇〇〇

役職名	（ふりがな） 氏　名	性別	住　所	生年月日
代表取締役	（ざいむ　いちろう） 財務　一郎	男	〒900－8530 那覇市おもろまち２－１－１	S23.1.23
取締役	（ざいむ　はなこ） 財務　花子	女	〒900－8530 那覇市おもろまち２－１－１	S25.8.28
取締役	（かんざい　じろう） 管財　次郎	男	〒900－00×× 那覇市管財町３－２－１	S28.9.25
監査役	（ざいむ　さぶろう） 財務　三郎	男	〒900－00×× 那覇市統括町１－１－１	S50.5.15
			〒	
			〒	
			〒	
			〒	
			〒	
			〒	
			〒	

※　本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その方も含む。）全員を記入してください。

※　法人の登記事項証明書の提出では無効となりますので、必ず役員一覧を提出してください。

＜共有名義で入札の場合＞

入　札　保　証　金　提　出　書

内閣府沖縄総合事務局
契　約　担　当　官
歳入歳出外現金出納官吏　　殿

法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

令和○○年○○月○○日

入札者	〒 0 0 0 － 0 0 0 0　TEL　000-000-0000		共有者・代理人 ※該当する場合は○印で囲んでください。
	住　所	那覇市おもろまち３－３－３	那覇市おもろまち３－３－３
	（フリガナ）	ｵｷﾅﾜ　ﾀﾛｳ　フリガナ記入漏れに注意	ｵｷﾅﾜ　ﾊﾅｺ　フリガナ記入漏れに注意
	氏名・~~印~~	沖縄　太郎　持分１／２　持分を記入	沖縄　花子　持分１／２　持分を記入
		入札書の名義と一致させる必要があります。	入札書の名義と一致させる必要があります。
	性　別	男・女	女
	生年月日	大正・昭和・平成　31 年 2 月 1 日	昭和３１年２月３日
	※法人の場合は、性別・生年月日の記載は不要です。役員一覧を提出してください。		

共有者を○で囲む

~~2 枚目にも押印願います。~~

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

（振　込　金　額）

￥○，○○○，○○○－

入札金額ではなく、入札保証金の金額（振込金額）を記入してください。

※受付日　令和　　年　　月　　日
※受付番号　Ｎｏ．
※整理番号　令和　　年度第　　号
※取扱者印

物件番号	○	○	○	○

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返還先	金融機関名	○　○ ○　○	インターネット銀行への振込みはできません。 銀行・信用金庫・その他 本店・支店・営業部
	預金の種類	普通・当座・通知・別段	
	口座番号	○　○　○　○　○　○　○	右詰めで記入してください。
	ゆうちょ銀行記号・番号	1　　0 －	右詰めで記入してください。
	口座名義人氏名	（ﾌﾘｶﾞﾅ）　オキナワ　タロウ 沖縄　太郎	返還口座名義人は、入札者氏名及び入札保証金振込依頼書の振込依頼人名と同一名を記入。 ※ 法人の場合は代表者名は記入不要。

（注）　①　※印以外全て記入してください。**（ゆうちょ銀行の場合、支店等の記入は不要です。）**

~~②　１枚目及び２枚目の「入札者住所氏名」欄には、必ず押印（実印）してください。~~

③「金融機関名」「預金の種類（ゆうちょ銀行は除く）」欄の該当する項目を○で囲んでください。
なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込みできません。

④　振込先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記載は不要です。

⑤　２枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した、保管金受入手続添付書（取扱店領収印のあるもの）を貼り付けてください。

⑥　法人による入札の場合は、別途「役員一覧」を提出してください。

＜共有名義で入札の場合＞

振込依頼書の書き方

太枠内は必ず記入してください。

振込みの日を記入

国有財産入札保証金　振込依頼書（兼入金伝票）

科目	

依頼日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	電信扱			手数料	
振込先金融機関	沖縄銀行　本店営業部	普通	口座番号	2685619	金額	¥〇〇〇〇〇〇〇
受取人 口座名	（フリガナ）オキナワザイム （漢字）沖　縄　財　務				内訳 現金	
依頼人 振込依頼番号	物件番号 〇〇〇〇				備考	
依頼人 個人名又は法人名	（フリガナ）オ キ ナ ワ タ ロ ウ 沖　縄　太　郎　様				収納印または振替印	出納 金融機関領収印
依頼人 住所	〒000－0000　（電話）000-000-0000 那覇市おもろまち3-3-3					

※振込依頼書の3枚複写の1枚目は金融機関手続用、2枚目は沖縄総合事務局提出用、3枚目は依頼人保管用となります。（3枚目は大切に保管願います。）

① 入札保証金は**入札金額の5%以上（円未満切上）の金額**であることが必要です。
（最低売却価格の5%ではありません。）
② 物件番号は必ず記載してください。
③ 電話番号は必ず記載してください。
④ 依頼人名は、口座名義人（入札者）と同一の者であることが必要です。
また、共有で入札される場合は、代表者を一名のみ記載してください。
⑤ 金額欄の先頭には必ず￥マークを記入してください。
⑥ 金融機関窓口で振り込んでください。振込後、領収印があることを確認してください。
⑦ **ゆうちょ銀行(郵便局を含む)からの振込みはできません。**
⑧ **ATM及びインターネットバンキングによる振込みは無効となります。**

＜代理人による入札の場合＞

入　札　書（期間入札）

沖縄総合事務局長　殿

法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

入　札　者　　住　所　那覇市おもろまち3－3－3

氏　名　沖縄　太郎

共有者・代理人　住　所　那覇市おもろまち3－3－3

代理人を〇で囲む　氏　名　沖縄　花子

物件番号				物　件　所　在　地										
○	○	○	○	○○市△△丁目□□□□										
金　額		十億			百万			千			円			
		￥	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を承知の上、上記のとおり入札します。

（注）1. 入札書は、１物件につき１枚しか提出できません。同一物件に対して２通以上の入札をした場合は「無効」となります。（書き損じた場合のため２枚同封しています。）

2. 入札者欄には入札者本人の住所、氏名（法人にあっては法人名及び代表者名）を記入してください。また、共有者がいる場合は共有者欄にも記入してください。

※住所及び氏名は、住民票又は法人登記簿抄本のとおりに記載してください。

※共有者による入札の場合は、共有者を〇印で囲んでください。

3. 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載してください。

※代理人による入札の場合は、代理人を〇印で囲んでください。

4. 物件番号欄及び物件所在地欄には、国有財産売払公示書の物件番号及び所在地に記載されたものを記載してください。

5. 金額は、算用数字ではっきりと記載してください。
また、数字の前には必ず「￥マーク」も記載してください。金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

6. 最低売却価格を下回る価格の入札は無効となります。

7. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

8. **必ずボールペン・万年筆等の消えない筆記用具を御使用ください。**

＜法人による入札の場合のみ提出＞

役　員　一　覧

法人名　那覇財務株式会社　　物件番号　〇〇〇〇

役職名	（ふりがな） 氏　名	性別	住　所	生年月日
代表取締役	（ざいむ　いちろう） 財務　一郎	男	〒900－8530 那覇市おもろまち２－１－１	S23.1.23
取締役	（ざいむ　はなこ） 財務　花子	女	〒900－8530 那覇市おもろまち２－１－１	S25.8.28
取締役	（かんざい　じろう） 管財　次郎	男	〒900－00×× 那覇市管財町３－２－１	S28.9.25
監査役	（ざいむ　さぶろう） 財務　三郎	男	〒900－00×× 那覇市統括町１－１－１	S50.5.15
			〒	
			〒	
			〒	
			〒	
			〒	
			〒	
			〒	
			〒	

※　本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その方も含む。）全員を記入してください。

※　法人の登記事項証明書の提出では無効となりますので、必ず役員一覧を提出してください。

＜代理人で入札の場合＞

入　札　保　証　金　提　出　書

内閣府沖縄総合事務局
契　約　担　当　官
歳入歳出外現金出納官吏　　殿

法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

令和○○年○○月○○日

入札者	〒 0 0 0 － 0 0 0 0　TEL　000-000-0000	共有者・代理人　（代理人を○で囲む） ※該当する場合は○印で囲んでください。
	住　所　那覇市おもろまち３－３－３	那覇市おもろまち3－3－3
	（フリガナ）　ｵｷﾅﾜ　ﾀﾛｳ　（フリガナ記入漏れに注意）	ｵｷﾅﾜ　ﾊﾅｺ　（フリガナ記入漏れに注意）
	氏名・~~印~~　沖縄　太郎	沖縄　花子
	（入札書の名義と一致させる必要があります。）	（入札書の名義と一致させる必要があります。）
	性　別　男・女	女
	生年月日　大正・昭和・平成　31 年 2 月 1 日	昭和３１年２月３日
	※法人の場合は、性別・生年月日の記載は不要です。役員一覧を提出してください。	

~~2 枚目にも押印願います。~~

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

（振　込　金　額）

￥○，○○○，○○○－

入札金額ではなく、入札保証金の金額（振込金額）を記入してください。

※受付日　令和　　年　　月　　日
※受付番号　Ｎｏ．
※整理番号　令和　　年度第　　号
※取扱者印

物件番号	○	○	○	○

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返還先	金融機関名	○　○ ○　○	（インターネット銀行への振込みはできません。） 銀行・信用金庫・その他 本店・支店・営業部
	預金の種類	普通・当座・通知・別段	
	口座番号	○　○　○　○　○　○　○	右詰めで記入してください。
	ゆうちょ銀行記号・番号	1　　0 －	右詰めで記入してください。
	口座名義人氏名	（ﾌﾘｶﾞﾅ）　ｵｷﾅﾜ　ﾀﾛｳ 沖縄　太郎	（返還口座名義人は、入札者氏名及び入札保証金振込依頼書の振込依頼人名と同一名を記入。 ※ 法人の場合は代表者名は記入不要。）

（注）　①　※印以外全て記入してください。**（ゆうちょ銀行の場合、支店等の記入は不要です。）**

~~②　１枚目及び２枚目の「入札者住所氏名」欄には、必ず押印（実印）してください。~~

③「金融機関名」「預金の種類（ゆうちょ銀行は除く）」欄の該当する項目を○で囲んでください。
なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込みできません。

④　振込先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記載は不要です。

⑤　２枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した、保管金受入手続添付書（取扱店領収印のあるもの）を貼り付けてください。

⑥　法人による入札の場合は、別途「役員一覧」を提出してください。

＜代理人による入札の場合＞

振込依頼書の書き方

太枠内は必ず記入してください。

振込みの日を記入

国有財産入札保証金　振込依頼書（兼入金伝票）

科目	

依頼日	令和○○年 ○○月 ○○日	電信扱			手数料	
振込先金融機関	沖縄銀行　本店営業部			金額	十億 百万 千 円	￥ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
受取人 預金種目	普通	口座番号	2685619			
受取人 口座名	（フリガナ）オキナワザイム			内訳 現金		
	（漢字）沖　縄　財　務					
依頼人 振込依頼番号	物件番号 ○○○○			備考		
依頼人 個人名又は法人名	（フリガナ）オキナワタロウ 沖　縄　太　郎　様			収納印または振替印	出納 金融機関 領収印	
依頼人 住所	〒000 － 0000　（電話）000-000-0000 那覇市おもろまち3-3-3					

※振込依頼書の3枚複写の1枚目は金融機関手続用、2枚目は沖縄総合事務局提出用、3枚目は依頼人保管用となります。（3枚目は大切に保管願います。）

① 入札保証金は**入札金額の5%以上（円未満切上）の金額**であることが必要です。
（最低売却価格の5%ではありません。）
② 物件番号は必ず記載してください。
③ 電話番号は必ず記載してください。
④ 依頼人名は、口座名義人（入札者）と同一の者であることが必要です。
また、共有で入札される場合は、代表者を一名のみ記載してください。
⑤ 金額欄の先頭には必ず￥マークを記入してください。
⑥ 金融機関窓口で振り込んでください。振込後、領収印があることを確認してください。
⑦ **ゆうちょ銀行(郵便局を含む)からの振込みはできません。**
⑧ **ATM及びインターネットバンキングによる振込みは無効となります。**

＜代理人による入札の場合＞

委　任　状

代　理　人　　住　所　　那覇市おもろまち３－３－３

氏　名　　沖縄　花子

法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

電話番号　（△△△）△△△―△△△△

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の国有財産の一般競争入札（期間入札）に関する一切の権限

物件番号　　○○○○
物件所在地　　○○○○
区分・数量　　土　地　　○○.○○　㎡

令和××年××月××日

法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入し、押印してください。

＜　委　任　者　＞

住　　所　　那覇市おもろまち３－３－３

氏　　名　　沖縄　太郎　　実印

本人の実印

電話番号　（△△△）△△△―△△△△

＊　入札者以外の方が入札者の依頼により、入札者へ代わって入札書を持参する場合には、代理をたてる必要はなく、委任状も必要ありません。

＊　**委任者の印鑑証明書（発行後３ヶ月以内のもの）を必ず添付してください。**

よくあるご質問（Q&A)

入札の受付に関するご質問

1 郵送で入札を考えていますが、入札関係書類をインターネットから入手できますか。
2 過去に入手した入札関係書類を使用できますか。
3 役員一覧の代わりに法人の登記事項証明書を提出できますか。
4 複数の物件に入札する場合、役員一覧をコピーして使用できますか。
5 入札保証金は、最低売却価格の５％ですか。
6 入札書や入札保証金提出書を書き損じてしまった場合、どうしたらよいですか。
7 受付期間中の応札状況を教えてもらえますか。
8 入札者本人に代わって入札関係書類を持参する場合も委任状が必要ですか。
9 提出済みの入札書を取り下げることはできますか。
10 開札の結果、不落札となった場合、入札保証金はいつ返還されますか。

開札・開札結果に関するご質問

11 開札会場には誰でも入場できますか。
12 入札に参加した者ですが、開札結果の確認方法を教えてください。

契約に関するご質問

13 売買代金の支払方法を教えてください。
14 所有権移転登記と同時に抵当権の設定登記をすることは可能ですか。

落札に至らなかった物件に関するご質問

15 落札に至らなかった物件の今後の売却予定を教えてください。

入札の受付に関するご質問		
1	Q	郵送で入札を考えていますが、入札関係書類をインターネットから入手できますか。
	A	できません。入札関係書類は、封筒・複写式の様式が含まれておりますので、沖縄総合事務局財務部統括国有財産管理官、宮古財務出張所、八重山財務出張所で関係書類を入手してください。 また、沖縄総合事務局財務部統括国有財産管理官（入札担当）（℡：098-866-0097）に電話でお申しいただければ、郵送いたします。なお、配達にかかる日数を考慮いただき、お早めにご連絡ください。
2	Q	過去に入手した入札関係書類を使用できますか。
	A	できません。制度改正等により様式が変わっているため、入札の都度、当局が配付する最新の様式を使用してください。
3	Q	役員一覧の代わりに法人の登記事項証明書を提出できますか。
	A	できません。役員一覧には法人の登記事項証明書に記載されていない記入項目が含まれているため、必ず役員一覧を提出していただく必要があります。
4	Q	複数の物件に入札する場合、役員一覧をコピーして使用できますか。
	A	できます。物件番号欄以外をコピーし、物件ごとに物件番号を記入してください。
5	Q	入札保証金は、最低売却価格の５％ですか。
	A	そうではありません。入札される金額（最低売却価格以上の金額）の５％以上（円未満切り上げ）です。
6	Q	入札書や入札保証金提出書を書き損じてしまった場合、どうしたらよいですか。
	A	新たな用紙に書き直してください。金額の修正は行えませんので、新たな用紙を入手し、書き直してください。
7	Q	受付期間中の応札状況を教えてもらえますか。
	A	お教えすることはできません。途中経過をお伝え出来ない理由は、一般競争入札の適正な競争原理が働かなくなるためです。
8	Q	入札者本人に代わって入札関係書類を持参する場合も委任状が必要ですか。
	A	必要ありません。法人による入札の場合に、社員の方が入札関係書類を提出する場合や開札会場へ入場する場合も委任状は必要ありません。また、共有での入札で、共有者のうちの一人が入札書等の持参や開札会場へ入場する場合も必要ありません。
9	Q	提出済みの入札書を取り下げることはできますか。
	A	できません。いったん提出された入札書は、理由の如何にかかわらず、取り消すことや記載内容を変更することはできませんので、提出前に十分な検討及び確認をお願いします。
10	Q	開札の結果、不落札となった場合、入札保証金はいつ返還されますか。
	A	開札日からおおむね一週間後、指定された口座へお返しします。

開札・開札結果に関するご質問		
11	Q	開札会場には誰でも入場できますか。
	A	できません。開札会場へ入場できる方は、入札者本人または代理人など関係者の方のみです。 ※開札会場の受付において、入札書類提出時にお渡しした入札書受付通知書をご提示いただきます。
12	Q	入札に参加した者ですが、開札結果の確認方法を教えてください。
	A	以下の方法により確認可能です。(いずれの方法も落札者名は公表しません。) ①開札日に開札会場にお越しいただく方法 ②開札日の翌開庁日以降に当局のホームページにてご確認いただく方法 ③入札結果通知書で確認していただく方法(開札日の翌開庁日に発送する予定です。)

契約に関するご質問		
13	Q	売買代金の支払方法を教えてください。
	A	次の2通りの方法があります。 ①売買契約締結と同時に売買代金全額を納付していただく方法 ②売買契約締結の際に契約保証金を納付していただく方法
14	Q	所有権移転登記と同時に抵当権の設定登記をすることは可能ですか。
	A	可能です。日程等の調整のため、売買契約締結の前に、契約担当へご相談ください。

落札に至らなかった物件に関するご質問		
15	Q	落札に至らなかった物件の今後の売却予定を教えてください。
	A	後日、「すぐに購入できる物件」として、先着順による売払申請の受付を実施する予定です。

物件調書の補足説明事項

１．建築基準法

（１）建築基準法第 42 条第１項第１号道路

道路法による道路。

（２）建築基準法第 42 条第１項第３号道路

建築基準法第３章の規定が適用されるに至った際、現に存在する道路。

（３）建ぺい率・容積率

建築基準法で定められた建蔽率及び容積率を記載しています。（地方公共団体の条例等で別に定められている場合は、その建蔽率及び容積率）

（建築基準法第 52 条・53 条）

（４）第一種低層住居専用地域等内における制限

（建築物の高さの制限）

第一種・第二種低層住居専用地域又は田園住居地域においては、原則として、建築物の高さが１０ｍ又は１２ｍまでに制限されています。

（１０ｍ又は１２ｍのいずれかについては都市計画で定められています。）

（建築基準法第 55 条）

（５）建築物の各部分の高さ

①道路斜線制限

都市計画区域内の全ての地域において、建築物の建築にあたっては、前面道路の反対側の境界線から、建築物の敷地の上空に向かって用途地域別に定められた勾配の斜線で引かれた範囲内で建築しなければなりません。

（建築基準法第 56 条）

②隣地斜線制限

第一種・第二種低層住居専用地域又は田園住居地域以外の都市計画区域内においては、同様に、上方の空間を確保するため、隣地境界線における一定の斜線の範囲内で建築しなければなりません。

（建築基準法第 56 条）

③北側斜線制限

第一種・第二種低層住居専用地域及び田園住居地域、第一種・第二種中高層住居専用地域（ただし、第一種・第二種中高層住居専用地域において日影規制が適用されている場合は除く）において、建築物の建築にあたっては、北側の隣地の日照・採光・通風等を保護するため、真北方向にある隣地境界線又は真北方向にある道路反対側の境界線における一定の斜線の範囲内で建築しなければなりません。

（建築基準法第 56 条）

（６）日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）

商業地域・工業地域・工業専用地域を除く都市計画区域のうち、地方公共団体が条例で定める一定の区域においては、一定規模以上の建築物の建築にあたって、周辺敷地の日照を保護するため、建築物の高さが制限されます。

なお、日影規制の適用対象区域外においても、高さが１０ｍを超える建築物で、冬至日において日影規制の適用対象区域内に日影を生じさせるものは、適用対象区域内にある建築物とみなされ、規制の対象となります。

（建築基準法第 56 条の 2）

２．都市計画法

（１）都市計画法第５条、第５条の２、第７条

（都市計画区域の区分）

都市計画法で定められた物件の区域を記載しています。

「市街化区域」とは、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域をいいます。

（２）都市計画法第８条、建築基準法４８条

（用途地域、用途規制）

都市計画法で定められた物件の用途地域を記載しています。

建築基準法では、それぞれの用途地域で建築できる建築物を制限しています。

・第一種低層住居専用地域で建築してはならない建築物：

住宅・店舗兼住宅・共同住宅・小・中・高等学校・図書館・公衆浴場・診療所・老人ホーム・その他公益上必要な建築物等以外のもの

・準工業地域で建築してはならない建築物：

一定の危険物の貯蔵または処理施設・一定の工場（騒音、火災、危険等の著しいもの）・個室付浴場等

５．都市計画法第２９条・第３４条（開発行為の許可及び基準）

（開発行為の許可及び基準）

都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする場合は、物件の規模に応じて、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

なお、市街化調整区域における開発行為については、あわせて法第３４条の基準を満たさなければなりません。

ただし、許可の事前手続きとして、市町村の定めた開発のための指導要綱の適用を受けなければならない場合があります。

６．景観法第１６条

（景観計画区域）

景観計画区域とは、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その方針、行為の制限に関する事項等を定めた計画の区域といいます。

景観計画区域内において、次の①～④の行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければなりません。

① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
③ 開発行為及びその他政令で定める行為
④ 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観行政団体の条例で定める行為

７．都市再生特別措置法第１０８条

（立地適正化計画）

立地適正化計画とは、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画をいい市町村が作成します。

立地適正化計画内における、「居住誘導区域外」または「都市機能誘導区域外」で、一定規模の建物建築行為等を行う場合は、当該行為に着手する 30 日前までに、市町村長に届け出なければなりません。

８．宅地造成及び特定盛土等規則法第１２条

（宅地造成等に関する工事の許可）

都道府県知事等（指定都市、中核市の長を含む）は、宅地造成等（宅地造成、特定盛土

又は土石の堆積）に伴い災害が生ずる恐れが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、関係市町村長の意見を聴き、宅地造成等工事規制区域として指定することができます。

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について、工事主は、当該工事に着手する前に都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

６．その他

開発等（建築を含む）にあたっては、「その他の法制限」に記載のある条例等により、制限・指導がなされる場合がありますので、地方公共団体（浦添市、名護市）にご照会ください。

物　件　調　書

注意事項

○　物件調書は、ご購入者が現地を確認されるうえでの参考資料です。

○　記載の建蔽率・容積率等の建築規制は、建築物の構造や道路幅員によって変わる場合もあります。

○　各地方公共団体の条例等により更に建築規制が加わる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係先で確認してください。

○　概要図の高低差は、原則として物件が接面している道路を基準（±0m）に、図示しています。

○　お申し込みの前に、必ず現地を確認してください。

物件調書　一般競争入札(期間入札)

物件番号	0801

所　在　地	浦添市沢岷1丁目307番7　外2筆						
住居表示	−						
最低売却価格	77,500,000円	登録免許税	8頁参照	収入印紙	7頁参照		
現況地目及び面積等	宅地			工作物	一式		
	1,089.49㎡			立木竹	−		
登記簿記載事項	地　番	307番7	307番9	307番6			
	地　目	宅地	宅地	山林			
	地　積	561.53㎡	428.55㎡	99㎡			
接面道路の状況	北側　舗装市道　幅員約5.7～7.9m　(建築基準法第42条第1項3号道路)						
法令等に基づく制限 都市計画法 建築基準法		市街化区域					
	用途地域	第一種低層住居専用地域					
	地域・地区	指定なし					
	建ぺい率	50%					
	容 積 率	100%					
	高度制限	10m					
	防火指定	指定なし					
その他の法制限	都市計画法第29条（開発行為の許可） 浦添市景観まちづくり条例 浦添市屋外広告物条例（第2種禁止地域） 都市再生特別措置法第108条第1項（都市機能誘導区域外） 沖縄県建築基準法施行条例第5条（崖に近接する建築物） 宅地造成及び特定盛土等規制法第12 条（宅地造成等に関する工事の許可）						
私道負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容				
	道路後退	無	負担の内容				

供給処理施設の概要		配管等の状況		施設整備状況	施設整備の特別負担の有無
	電　気	接面道路配線	有		
	上 水 道	接面道路配管	有	北側接面道路に配管済み	
	下 水 道	接面道路配管	有	北側接面道路に配管済み	
	都市ガス	接面道路配管	無	プロパン使用	

交　通　機　関	「古島」駅	沖縄都市モノレール	約 1,800m	(徒歩約23分)
	「沢岷大橋」	沖縄バス停留所	約 300m	(徒歩約 4分)
公　共　施　設	浦添市役所	物件の北東方	約 2.0 km	(道路距離)
	市立沢岷小学校	物件の東方	約 0.7 km	(道路距離)
	市立神森中学校	物件の北西方	約 0.7 km	(道路距離)

参考事項
別紙を参照してください。

物件番号	0801

1 敷地内の状況については、「概要図」のとおりです。
2 建築確認に当たって、建築基準法、各地方公共団体の条例等により指導がなされる場合があります。詳細については、浦添市建築指導課（098-876-1252）へお問い合わせ下さい。
3 一定規模以上の開発行為を行う場合は、都市計画法第29条の開発許可を要します。詳細については、浦添市建築指導課（098-876-1252）へお問い合わせ下さい。
4 本地は、浦添市の立地適正化計画における都市機能誘導区域外の居住誘導区域のため、誘導施設の開発や建築行為を行う場合には届出が必要です。詳細については、浦添市都市計画課（098-876-1244）へお問い合わせ下さい。
5 本地北側の農道は、市道として認定されかつ建築基準法上の道路となります。給排水を設置する場合は事前に申請が必要です。詳細については、浦添市道路課（098-876-1231）へお問い合わせ下さい。
6 本地の北側は高さ2ｍを超えるがけ地（本地が高い）であるため、建物建築の際には、沖縄県建築基準法施行条例第5条（崖に近接する建築物）に基づく建築制限を受けます。詳細については、浦添市建築指導課（098-876-1252）へお問い合わせ下さい。
7 本地は、宅地造成等工事規制区域内に指定されているため、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は許可等が必要となる場合があります。詳細につきましては、沖縄県建築指導課（098-866-2413）へお問い合わせください。
8 本地は、水防法に基づき作成された水害ハザードマップにおける浸水想定区域に該当しません。詳細につきましては、浦添市防止危機管理課（098-876-1190）へお問い合わせください。なお、水害ハザードマップに記載された浸水想定区域に該当しないことをもって、水害リスクがないことを示すものではありません。
9 接面道路の一部（310-1、312-1）は私道であり持分はありません。通行及び掘削の際には、所有者への使用承諾申請が必要となります。
10 本地と道路（455番3）の構造物が相互に越境しています。
11 隣接地（455番3）の電柱の上部が本地に越境しています。
12 本地の石積みの一部が隣接地（307番10）に越境しています。
13 隣接地（307番10）のブロック塀等が本地へ、本地のフェンス基礎が隣接地（307番10）に越境しています。
14 隣接地（307番10）の倉庫の一部が本地に越境しています。
15 隣接地（307番8）のブロック塀が本地に越境しています。
16 隣接地（307番2）及び（303番3）の樹木の枝の一部が本地に越境しています。
17 隣接地（307番2）の屋根の一部及びブロック塀が本地に越境しています。
18 隣接地（307番5）、(307番）及び（313番）の樹木の枝の一部が本地に越境しています。
19 本地のブロック塀が隣接地（307番5）へ越境しています。
20 本地のブロック塀の一部が隣接地(313番）及び（312番2）に越境しています。
21 隣接地（312番3）のブロック塀と土間コンクリートの一部が本地に越境しています。
22 本地の石積が隣接地（312番3）に越境しています。
23 本地の土間コンクリートが道路（312番1）に越境しています。
24 概要図に記載の境界点のうちY4及びK150は「ペンキ」で境界点を示しています。また、KY6は「刻印」で境界点を示しています。
25 本地の東方隣地には、墓地があります。

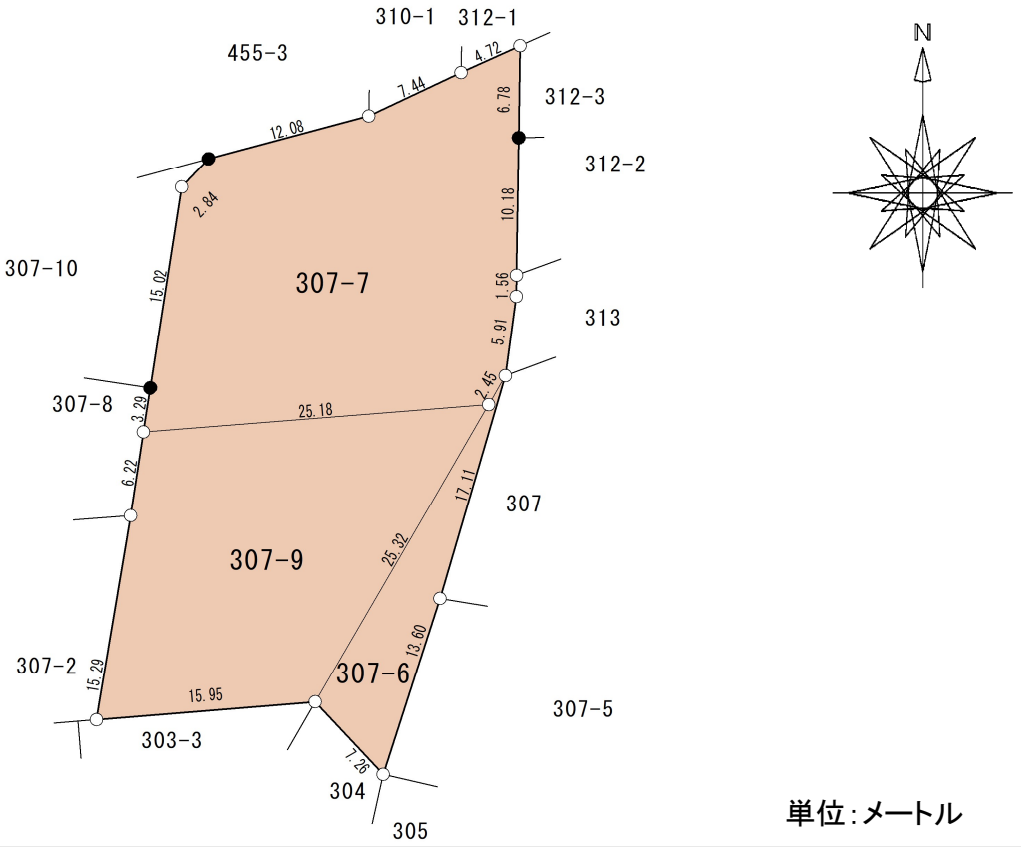
※　物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行って下さい。

物件番号　0801

案　内　図



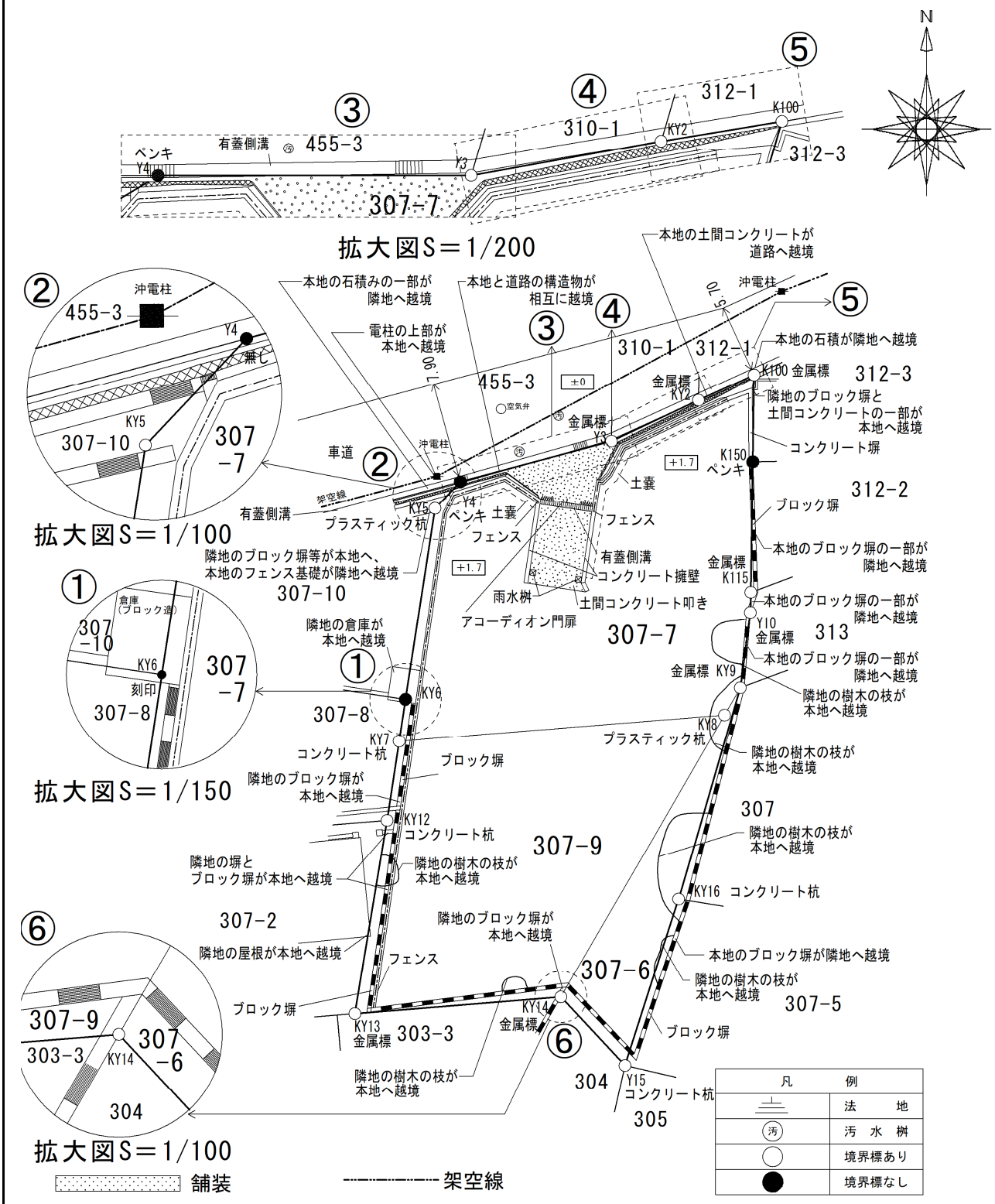
明　細　図



単位：メートル

	物件番号　0801

概　　要　　図



内の数字は接面道路（±0）との高低差（単位：m）で、一応の目安として表示しています。

単位：メートル

※工作物の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行って下さい。

物件調書　一般競争入札(期間入札)

物件番号	0802

所　在　地	名護市字宮里名座喜原1480番21　外1筆					
住居表示	－					
最低売却価格	24,600,000円	登録免許税	8頁参照	収入印紙	7頁参照	
現況地目及び面積等	宅地			工作物	―	
	380.91㎡			立木竹	―	

登記簿記載事項					
地　番	1480番21	1479番2			
地　目	原野	原野			
地　積	291㎡	89㎡			

接面道路の状況	南側　舗装国道　幅員約25.0m　(建築基準法第42条第1項1号道路)

法令等に基づく制限			
都市計画法 建築基準法		非線引都市計画区域	
	用途地域	準工業地域	
	地域・地区	指定なし	
	建ぺい率	60%	
	容 積 率	200%	
	高度制限	指定なし	
	防火指定	指定なし	
その他の法制限	名護市景観まちづくり条例 沖縄県屋外広告物条例　許可地域 沖縄県建築基準法施行条例第5条（崖に近接する建築物） 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条（宅地造成等に関する工事の許可）		

私道負担等に関する事項				
私道負担	無	負担の内容		
道路後退	無	負担の内容		

供給処理施設の概要	配管等の状況		施設整備状況	施設整備の特別負担の有無
電　気	接面道路配線	有		
上 水 道	接面道路配管	無	市道名座喜２号線に配管済み	
下 水 道	接面道路配管	有	国道５８号に配管済み	
都市ガス	接面道路配管	無	プロパン使用	

交通機関				
「第二名座喜原」	バス停留所	約 450m	(徒歩約 6 分)	

公共施設			
名護市役所	物件の南方	約 1.9 km	(道路距離)
市立大宮小学校	物件の南方	約 1.0 km	(道路距離)
市立大宮中学校	物件の東方	約 0.7 km	(道路距離)

参考事項

1　敷地内の状況については、「概要図」のとおりです。
2　建築確認に当たって、建築基準法、各地方公共団体の条例等により指導がなされる場合があります。詳細については、沖縄県北部土木事務所 建築班（0980-53-2010）へお問い合わせ下さい。
3　本地の北西側は高さ2mを超えるがけ地（本地が高い）であるため、建物建築の際には、沖縄県建築基準法施行条例第5条（崖に近接する建築物）に基づく建築制限を受けます。詳細については、沖縄県北部土木事務所 建築班（0980-53-2010）へお問い合わせ下さい。
4　本地は、宅地造成等工事規制区域内に指定されているため、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は許可等が必要となる場合があります。詳細につきましては、沖縄県建築指導課（098-866-2413）へお問い合わせください。
5　本地は、水防法に基づき作成された水害ハザードマップにおける浸水想定区域に該当しません。詳細につきましては、名護市総務課（0980-53-121 内線208）へお問い合わせください。なお、水害ハザードマップに記載された浸水想定区域に該当しないことをもって、水害リスクがないことを示すものではありません。
6　隣接地（1480番10）の側溝の一部及びブロックが本地に越境しています。
7　上水道については、別紙案内図の市道名座喜２号線上に配管が設置されています。配管より本地方向への引込状況等は不明です。実際に設置する際は、名護市工務課（0980-52-2583）にご照会ください。
8　下水道については、別紙案内図の国道５８号上の本地付近まで配管が埋設されており公共桝が設置されています。公共桝より本地方向への引込状況等は不明です。実際に設置する際は、名護市工務課（0980-52-2583）にご照会ください。

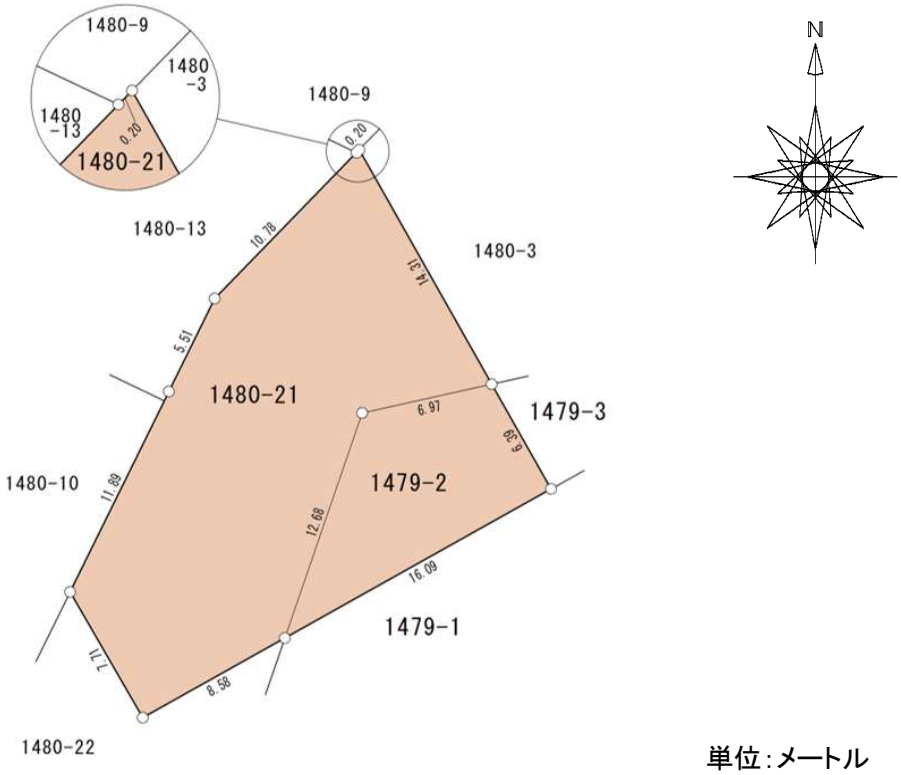
※　物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行って下さい。

	物件番号　0802

案　内　図



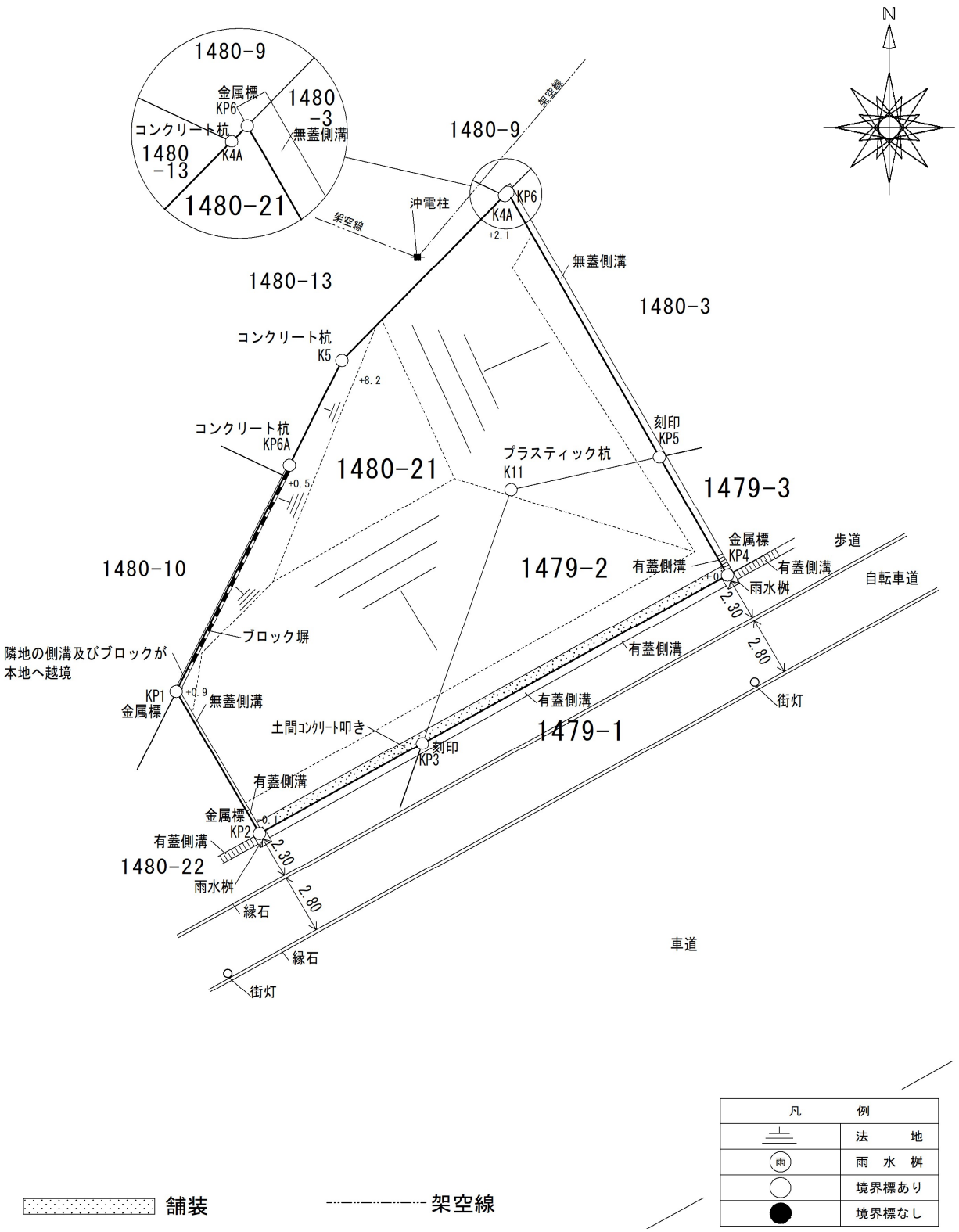
明　細　図



単位：メートル

	物件番号　0802

概　　要　　図



※工作物の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行って下さい。

入札書類の提出方法

※　各書類の記載方法につきましては、入札案内書の記載例をご確認のうえ記入してください。

１．「①入札書」を記載し、「②入札書類提出用封筒」（白色）に入れる。

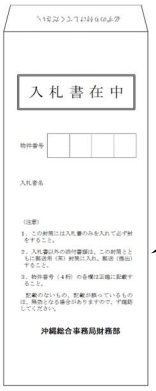
①　入札書



封筒に入れる

・「￥マーク」や「物件番号」等は忘れていませんか？
・桁間違いがなく、きちんと欄内に記載していますか？
・金額を訂正していませんか？（訂正印等があっても無効となります。）
・最後にもう一度金額を確認しましたか？

②入札書類提出用封筒（白色）



・入札書**のみ**を入れましたか？
・きちんと糊付けしましたか？

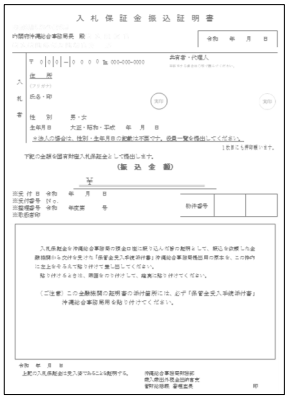
２．「③入札保証金提出書（1 枚目）」を記載し、「④入札保証金振込証明書（2 枚目）」に「⑤保管金受入手続添付書（沖縄総合事務局提出用）」を貼り付ける。

③入札保証金提出書（１枚目）
＜2 枚複写の用紙＞

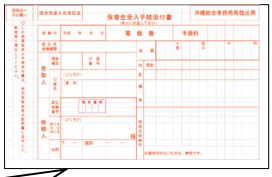


・入札保証金（振込んだ金額）を記載していますか？
・お返しする場合の皆さんの口座は確認しましたか？

④入札保証金振込証明書（2 枚目）



⑤保管金受入手続添付書
＜振込依頼書の控え
（2 枚目沖縄総合事務局提出用）＞



貼る

・入札保証金として、**入札金額の５％以上**（円未満切上）を金融機関窓口で振り込んでください。
・ゆうちょ銀行（郵便局を含む）からの振込みはできません。
・ＡＴＭ及びインターネットによる振込みは、取扱出来ません。

３．代理人による入札の場合は「⑥委任状」を記載し「⑦委任者の印鑑証明書」を同封する。

代理人による入札の場合は同封してください。

⑥委任状

⑦委任者の印鑑証明書

４．法人による入札の場合は、「⑧役員一覧」を同封する。

法人による入札の場合は同封してください。

⑧役員一覧

５．「郵便用封筒」（茶色）に上記１～２（代理人の入札の場合は３、法人による入札の場合は４を含めて）を入れて、簡易書留郵便にて郵送、又は持参する。

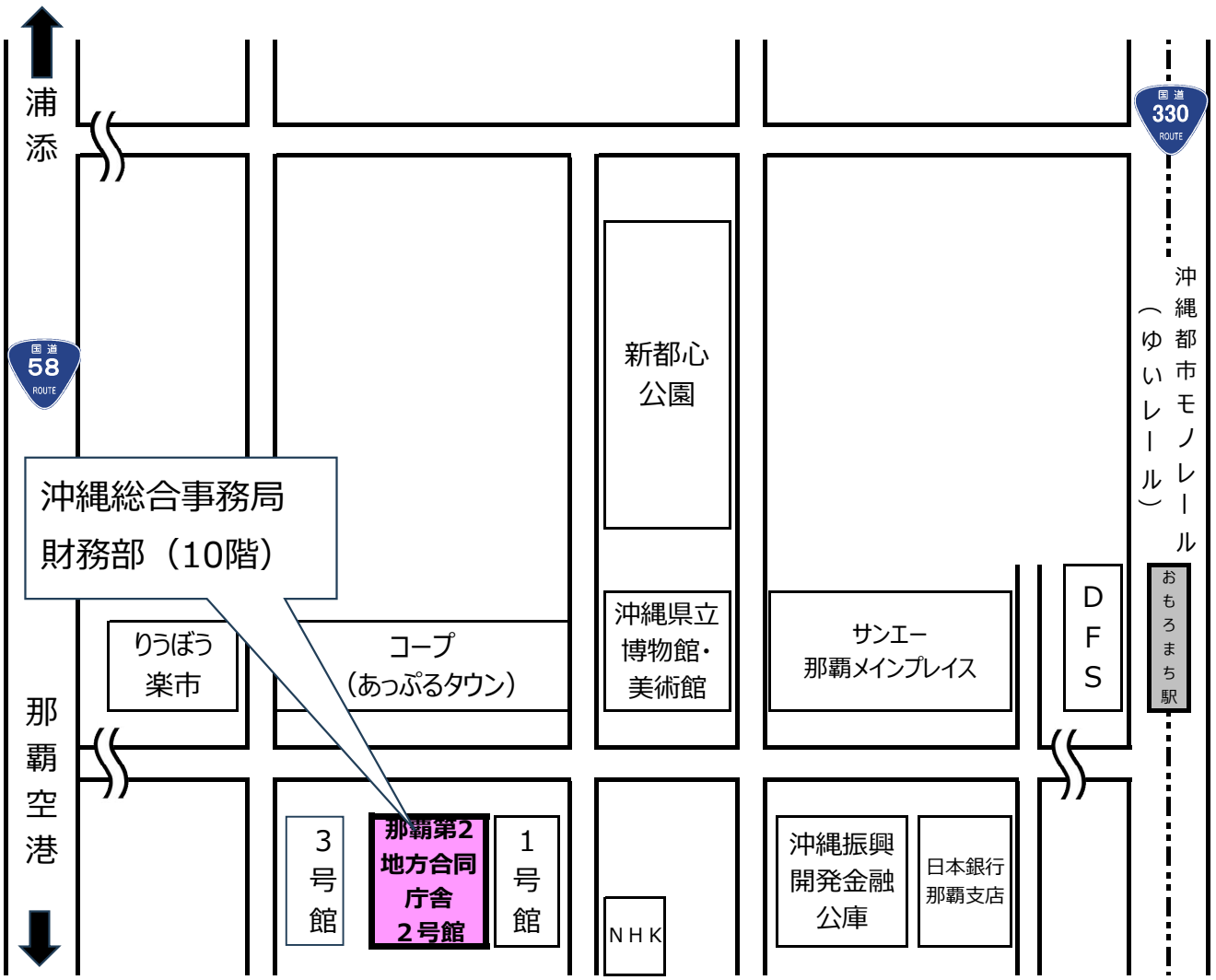
「郵送用封筒」（茶色）



・①～⑧の提出書類を再確認しましたか？
・封筒に差出人は記載しましたか？
・提出書類の不備で入札が「無効」となる場合がありますので、最後にもう一度確認しておきましょう。

「国有財産の一般競争入札に関するアンケート」もご回答のうえ、同封お願いします。

沖縄総合事務局財務部案内図



問い合わせ先

那覇市おもろまち2丁目1番1号
（那覇第2地方合同庁舎2号館10階）
沖縄総合事務局　財務部　統括国有財産管理官
TEL　098－866－0097

ホームページアドレス（国有財産）

https://www.ogb.go.jp/zaimu/zaimu_kokuyuu/kokuyuuzaisan/kounyuu

沖縄総合事務局　国有財産　購入　検索